

令和 8 年度

信州やまなみ国スポ箕輪町フェンシング競技会場等設営設計業務委託 仕様書

1 業務名

令和 8 年度 信州やまなみ国スポ箕輪町フェンシング競技会場等設営設計業務委託

2 目的

本業務は、信州やまなみ国スポ箕輪町フェンシング競技の本大会及びリハーサル大会について、競技会場のレイアウト及び必要な仮設物設計、配置計画、ゾーニング計画、レンタル物品等の設営設計を行うものであり、この仕様書は、業務に関し必要な事項を定める。

3 競技名および競技会場・練習場

信州やまなみ国スポ箕輪町開催競技会場・練習会場等一覧

競技名	種別等	用途	会場名
フェンシング	成年男子	競技会場	箕輪町町民体育館
	成年女子		箕輪町社会体育館
	少年男子		箕輪町町民体育館
	少年女子		箕輪町社会体育館
	共通	練習会場	箕輪町町民体育館（武道場）
	共通		箕輪町藤が丘体育館
	共通		箕輪中学校体育館
	共通	各種会議・表彰式	箕輪町文化センター
	共通	武器検査	地域交流センターみのわ
			箕輪町町民体育館
			箕輪町社会体育館

信州やまなみ国スポリハーサル大会箕輪町開催競技会場・練習会場等一覧

競技名	種別	大会名	競技会場・練習会場
フェンシング	男子	第 80 回全日本フェンシング選手権大会（団体戦）	箕輪町町民体育館
	女子		箕輪町社会体育館 箕輪町藤が丘体育館（練習会場） 箕輪中学校体育館（練習会場）

なお、各会場等については現時点での予定であり、今後の関係機関との協議及び大会運営計画の検討状況により変更となる可能性がある。

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

5 業務委託の内容

信州やまなみ国スポ箕輪町フェンシング競技の本大会及びリハーサル大会の会場等設計業務に関し、別表1を参考に次のとおり行う。

（1）調査報告書

会場の現地調査等を実施し、競技会場の施設利用時の留意点、備品（机、椅子、音響機材等）の現有数および施設内の使用可能諸室や設備、駐車場等の情報を取りまとめ、報告書を作成すること。

（2）会場配置計画

競技エリア、おもてなしエリア、敷地内における全体図、競技会場等設計配置図、練習会場設計配置図、会場周辺図および式典会場配置図をそれぞれ作成すること。なお、全体図においては、会場の装飾配置を、会場周辺図においては、周辺の施設等も表示し、会場への交通動線を考慮した内容とすること。また、警備や避難等も考慮した効率的な計画とすること。

（3）仮設物設計・配置計画

臨時仮設物（テント、プレハブ、仮設トイレ、仮設スタンド等）及び仮設設備（給排水、電気、音響、映像、通信等）の仕様及び設計図面等ならびに仮設物に係る業務の工程表を作成するとともに、仮設物の設営等に係る諸費用の一覧を算定し、別表にまとめること。なお、計画にあたっては、必要に応じ、計画内容での設営の可否を関連諸機関に確認すること。

（4）諸施設配置計画

諸施設および諸室の仕様およびレイアウト計画を作成し、それに伴う必要な備品等の数量および単価（税別）を算定し、仕様とともに別表にまとめること。なお、借用物については、借用に係る関連費用の概算金額も算定すること。

（5）動線・ゾーニング計画

選手・監督、競技役員等及び一般観覧者（車いす利用者を含む。）等について、会場内外の動線およびゾーニングを計画の上、色分けして作成し、動線及びゾーニングに必要な備品等の数量および単価（税別）を算定し、仕様とともに別表にまとめること。また、行幸啓等の対応策も併せて付記すること。

（6）サイン計画

別表1の看板等のデザイン案及び仕様を作成し、その配置計画を配置図に記載すること。併せて、看板等の制作に係る概算費用を算定し、別表にまとめること。

（7）会場設営撤去費等の積算

仮設物、諸施設、ゾーニング及びサイン等の設営撤去に係る全ての積算書を作成する

こと。なお、積算に関する資料（各会場の見積書、単価根拠等）を含むものとする。

(8) その他

必要に応じ、大会運営上必要と思われる図表・積算表等を提出するとともに、第 82 回信州やまなみ国スポ箕輪町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）事務局に対し業務上必要なアドバイスをを行うこと。また、会場整備に関する今後のスケジュール、大会時の設営スケジュールを作成すること。

6 成果品の報告予定および提出期限

別表 1 のとおり。

※成果品は、本大会及びリハーサル大会ごと、かつ会場ごとに整理し編綴すること。

※成果品は、本大会・競技別リハーサル大会ともに同じ仕様とすること。

7 提出先および提出物

(1) 提出先

第82回信州やまなみ国スポ箕輪町実行委員会事務局

（箕輪町文化スポーツ課国民スポーツ大会推進室内）

〒399-4601 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪10291番地

電話 0265-70-6601（内線1805）

(2) 提出物

- | | |
|---------------------------|------------|
| ①電子データ（CD-ROMもしくはDVD-ROM） | 1 セット |
| ②印刷物（A4冊子、ただし図面はA3フルカラー折） | 種別毎に 3 セット |
| ③町実行委員会事務局及び関係機関等との打合せ記録簿 | 1 部 |
| ④業務に係る写真 | 一式 |

※電子データの提出は以下によること。

ア Windows形式（PDF等）で表示可能とする。

イ 文章については、ワープロソフト（Microsoft社Wordシリーズ）、計算表等については、表計算ソフト（Microsoft社Excelシリーズ）で編集可能な形式とすること。

ウ CADデータはJw_cad形式（拡張子.jww）とすること。

8 業務工程表等の作成および進捗状況の報告

受託者は、作業着手前までに次の書類を作成し、町実行委員会事務局に提出すること。また、業務の進捗状況を毎月末までに文書データにて町実行委員会事務局に報告するとともに、変更等が生じた場合など、必要に応じて随時報告すること。

- | | |
|-------------------|-----|
| ① 業務工程表（ガンチャート形式） | 1 部 |
| ② 業務責任者及び担当者連絡先一覧 | 1 部 |

9 資料提供

町実行委員会事務局は受託者に対し、本業務を遂行するにあたり必要な資料を、可能な範囲において準備し提供を行う。なお、提供された資料の目的外使用を禁止とし、本業務の終了後、速やかに町実行委員会事務局に返却するものとする。

10 業務にあたっての留意事項

- (1) 本業務は、町実行委員会事務局や競技団体、施設管理者等との密接な協議に基づき遂行すること。また、打合せ記録簿を作成し、町実行委員会事務局と相互に確認すること。なお、協議・打合せに係る交通費等の経費は受託者の負担とする。
- (2) 設計にあたっては、受託者は実施調査を詳細に行い、施設及び会場周辺環境の現状を踏まえながら、競技会の安全、確実かつ円滑な運営及び合理的で無駄のない施設の活用ができるよう配慮すること。
- (3) 競技会場等の整備にあたっては、既存の施設・備品を活用することを第一とし、必要以上の仮設物の設置及び備品等の借用をしないようにするとともに、特定の業者しか対応できない仮設物や備品等を指定せず、一般的かつ同等品において対応可能なものとする。
- (4) 計画の立案にあたっては、関係法令により必要となる許認可申請、届出等について関係機関と事前に協議を行い、別途、町実行委員会が行う建築確認申請、道路使用許可申請及び消防計画申請等において、許可等が得られるものとする。
- (5) それぞれの計画においては、ユニバーサルデザインを基本とし、競技会の円滑な運営と一般観覧者の安全で快適な観戦を必要最低限の設備により実施できるようにすること。
- (6) 図面等の作成については、町実行委員会事務局が編集を行える形式で作成することとし、事前に確認してから作成にあたること。
- (7) 図面等の修正提出時には、前回からの修正箇所がわかるようにすること。
- (8) 業務の遂行にあたっては、競技団体等との協議及び町実行委員会事務局への進捗状況の報告を迅速かつ正確に行える体制を整備すること。

11 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせるときは、事前に町実行委員会の承認を得なければならない。

(2) 成果品の帰属

- ①提出する成果品の著作権及びその他いかなる権利は、すべて委託者である町実行

委員会に帰属し、データの改変及び二次利用等に対し、受託者は一切異議を唱えることはできない。また、成果品の引渡前であっても、報告された計画書等を業務上必要な範囲において使用する場合があります。

②受託者は、本委託の成果物が第三者の著作権を侵害していないことを保証し、紛争が生じた場合は、受託者の責任者と負担において解決するものとする。

(3) 業務の履行に関する措置

本業務内容及び業務にあたっての留意事項に反し、再三の指摘にも関わらず改善しない場合は、契約書の定めに基づき、本業務の委託を破棄できるものとする。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせた場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(5) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。

(6) その他

①業務実施後において、業務完了報告書を作成し、提出すること。なお、最終提出した成果品について、やむを得ない理由により修正や追加が発生した場合は、本業務に含まれるものとして対応すること。

②この仕様書ないし契約書に定めのない事項については、その都度、町実行委員会事務局及び受託者双方が、誠意をもって協議し処理するものとする。